

石綿飛散防止に係る技術的事項について（案）

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「大防法」という。）において、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止のための規制を行っている。前回平成 25 年の改正時に引き続き検討が必要とされた課題や、当該改正以降に明らかになった、特定建築材料（規制対象の石綿含有建材）以外の石綿含有建材の不適切な除去による石綿の飛散、事前調査時の特定建築材料の見落とし等の課題を踏まえ、平成 30 年 8 月に、環境大臣より中央環境審議会に対して、「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問された。この検討を行うため、大気・騒音振動部会に「石綿飛散防止小委員会」が設置され、同小委員会において議論が行われた結果、令和 2 年 1 月に「今後の石綿飛散防止の在り方について」環境大臣に答申された。

政府においては、本答申に基づいて法律案の検討が行われ、令和 2 年 3 月 10 日に「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」（以下「法案」という。）が閣議決定され、同日に国会に提出された。法案は、一部の規定を除き公布の日から 1 年以内（令和 3 年 4 月頃を予定。）に施行することとされており、第 8 回石綿飛散防止小委員会において、今後更に検討を行い明確化する必要がある技術的事項として示された事項等について、政省令等の改正を念頭に、検討を進める必要がある。

1. 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業の際の石綿飛散防止

（1）規制対象に追加する石綿含有建材

<答申¹の関連箇所>

- 特定建築材料以外の石綿含有建材が使用された建築物等の解体等工事について、適切な飛散防止措置が行われない場合には、作業現場周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがあることを踏まえ、建材の種類、除去工法及び工事の規模にかかわらず、基本的に全ての工事を大防法上の特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とするべきである。
- しかし、(中略) 特定建築材料以外の石綿含有建材に係る届出については大防法における全国一律の制度とすることまではしないのが適当である。
- 石綿含有仕上塗材については、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に、大防法の規制対象とし、届出までは求めないこととするのが適当である。また、石綿含有仕上塗材に特化した飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。ただし、石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト（ひる石）等については、引き続き「吹付け石綿」として扱い、特定建築材料に係る規制の枠組みの対象とすることが適当と考えられる。

¹ 「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」（令和 2 年 1 月中央環境審議会）

<法案の規定>

法案においては、作業の実施の届出の対象は、特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの（以下「届出対象特定工事」という。）とされている。（第18条の17第1項）

<基本的考え方>

建材の種類・施工方法、除去工法及び工事の規模にかかわらず、不適切な作業により石綿を飛散させるおそれがあることから、現行の特定建築材料（大防法第2条第11項）である「吹付け石綿」及び「石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材」（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の2）以外の石綿含有建材を規制対象に追加する。当該石綿含有建材には、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材が該当する。石綿含有仕上塗材については、答申において、塗材の施工方法にかかわらず、石綿含有成形板等と同様に大防法の対象とすることとされたことを踏まえ、これまで吹付け石綿として扱われてきた吹付け工法のものについても、大防法上、その他の工法のものと同様に扱うこととする。

また、答申を踏まえ、作業の実施の届出の対象は、現行の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事から変更しない。

<技術的事項>

以下の建築材料を特定建築材料に追加する。

- 石綿含有仕上塗材[※]
- 石綿含有成形板その他の石綿を含有する建材

※ このうち、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトについては、従来どおり「吹付け石綿」に該当する旨を施行通知等で明確化。以下「石綿含有仕上塗材」は、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト以外のものをいう。

作業の実施の届出については、現行どおり、以下の特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を対象とする。

- 吹付け石綿
- 石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材

（2）作業計画

<答申の関連箇所>

- （特定建築材料以外の石綿含有建材についての）適正な飛散防止措置は、都道府県等の立入検査等により担保することとし、立入検査等の際に確認できるよ

う、施工者が作業の方法や作業時の石綿の飛散防止措置等を含む作業計画を策定することとすべきである。

<基本的考え方>

新たに規制対象とする石綿含有建材について、適切な飛散防止措置の実施を担保するためには、立入検査等による都道府県等の現場での指導等が一層重要となる。想定される除去作業の件数が現行の特定粉じん排出等作業の約5～20倍であることも踏まえ、作業計画の内容は、都道府県等が、予定・実施されている作業の方法等が適切か否かを効率的に確認し、今回の改正により、作業基準遵守義務の対象者に追加される下請負人も含め、作業に従事している者を指導できるものとすべきである。

また、作業計画の策定は、現行の特定建築材料に係る作業の現場における指導の強化にも資する。都道府県等は、届出によってこれら建材に係る作業の方法等を把握できることから、元請業者等の過大な負担とならないよう配慮しつつ、全ての特定建築材料について作業計画策定の対象とすべきである。

<技術的事項>

作業基準において、特定工事の元請業者又は自主施工者は、作業計画を策定し、当該作業計画に沿って作業を行う旨を定める。作業計画の内容は、事前に作業の方法等を都道府県等が確認するためのものである届出の内容を参考に、以下のとおりとする。

- 特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（下請負人が特定粉じん排出等作業を行う場合）

(3) 作業基準

<答申の関連箇所>

- 石綿含有成形板等の除去については、湿潤化等を行いつつ、建材を原形のまま取り外すことを原則とすべきである。ただし、接着剤で強力に建材が接着している場合等、原形のまま取り外すことが困難な場合については、建材の種類や除去工法等に応じて十分に飛散が防止されるよう、養生、湿潤化等の飛散防止措置を作業基準として検討し定めるべきである。
- また、石綿含有成形板等の中でも、石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、湿潤化した上で破砕した際の繊維の飛散性が、特定建築材料より低いものの他の石綿含有成形板等より高かったことから、より効果的な養生、湿潤化等の措置を求めることが考えられる。

- 石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、作業現場における実態調査及び実験において、除去工法によっては高い繊維の飛散性を示す例が確認されたが、吹付け工法、ローラー塗り等の施工方法にかかわらず、剥離剤の使用や集じん装置付高圧水洗工法等の除去工法により石綿繊維の飛散が抑制できることが確認できた例もある。

<法案の規定>

法案においては、作業基準は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類に加え、特定建築材料の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定めるものとされている。(第18条の14)

<基本的考え方>

特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類に応じ、十分に石綿の飛散が防止できる措置を定める。

石綿含有成形板等については、文献調査により破砕等を行う場合の石綿の飛散が確認されている一方、環境省が現場調査や破砕実験により調査したところ、破砕等を行う場合であっても、湿潤化により石綿繊維数濃度を低い水準に抑えられる事例が確認された。このことを踏まえ、石綿含有成形板等については、石綿の飛散の程度が比較的低いことから、建材を原形のまま取り外すことを原則としつつ、困難な場合については、湿潤化の措置を義務付けるべきである。

石綿含有けい酸カルシウム板第1種については、他の石綿含有成形板等に比べて高い繊維の飛散性が見られたものの、養生を行うことにより、養生の外側での飛散を十分抑えられる事例が確認された。このことを踏まえ、石綿含有けい酸カルシウム板第1種を破砕等により除去する場合には、湿潤化に加え、作業場周辺を養生することを義務付けるべきである。

石綿含有仕上塗材については、除去作業の作業場で行った調査の結果、塗材の施工方法にかかわらず、剥離剤の塗布や集じん装置(局所集じん)の使用により、石綿の飛散を十分に抑制できる事例が確認された。このような事例を参考にしつつ、更に石綿の飛散状況を検証し、石綿含有仕上塗材を除去する場合の措置について検討を深めていく必要がある。

<技術的事項>

以下のとおり、石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等のそれぞれについて、作業時の石綿の飛散防止措置を作業基準に追加する。なお、石綿含有仕上塗材については、基本的考え方に示されている事例に基づく措置の案としており、次の整理とすることも含め、石綿の飛散状況を更に検証した上で必要な対策を次回も議論する。

- ・石綿含有仕上塗材を施工するために使用された下地調整材についても、石綿

含有仕上塗材と一体として規制を適用すること。

- ・石綿含有仕上塗材を、これが施工されている母材から除去せずに、母材と一体として除去する場合は、石綿含有成形板等と同様に扱うこと。

【解体作業】

① 石綿含有仕上塗材

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 次のいずれかの方法により、又は複数の方法を組み合わせて、特定建築材料を除去すること。

ⅰ 剥離剤を使用した上で削り取る方法

ⅱ 局所集じん装置を併用し、粉じんを回収しながら削り取る方法

ロ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。

② 石綿含有成形板等

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ 特定建築材料を掻き落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法により除去すること。

ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難な場合は、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難な場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ⅰ 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。

ⅱ 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

ニ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。

【改造・補修作業】

特定建築材料を除去する場合は①②とも、解体時と同様の措置とし、それ以外の場合は次に掲げる事項を遵守するか、これらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

イ 特定建築材料（ロに規定するものを除く。）を薬液等により湿潤化すること。

ロ 石綿含有けい酸カルシウム板第1種にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

- i. 当該特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - ii. 当該特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
- ハ 当該特定建築材料の除去後、作業場内の石綿を処理すること。

また、(2)の作業計画の策定のほか、現行の特定建築材料と同様に掲示板の設置を行うこととする。掲示事項については、以下の下線部のとおり現行の事項(現行の施行規則第16条の4第1項第1号)を改め、特定建築材料全体として以下のとおり整理する。

- 届出対象特定工事に該当する場合にあっては、届出年月日及び届出先
- 事前調査結果の報告年月日及び報告先
- 特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 特定粉じん排出等作業の実施期間
- 特定粉じん排出等作業の方法
- 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

2. 事前調査の信頼性の確保

(1) 事前調査の対象範囲

<答申の関連箇所>

- 事前調査の義務付けの内容・範囲を明確化し、適切な事前調査が行われていない場合の行政の指導を強化する必要がある。

<基本的考え方>

大防法においては、平成17年の政令改正によって、特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事に係る規制対象とする規模要件を撤廃しており、作業の際に適切な飛散防止対策を講じるための前提である、建築物等の解体等工事前の事前調査についても、法令上例外の規定は設けられていない。

解体等工事の対象には、石綿含有建材が使用されていないことが明らかであるものしか扱わないもの(金属や木材のみで作られているものの改造・補修など)もあるが、そのようなものについても、これまで事前調査の対象から除外されるとの解釈は示されていない。

他方で、答申においては、一定の知見を有する者の活用、調査結果の記録の保存等、事前調査に係る規制の強化が必要とされており、これらの義務付けの対象範囲を明確にする必要がある。

また、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)に基づく石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)の対象範囲についても、対策の充実に伴い整理することとされ、厚生労働省の検討会

²において議論されているところである。答申においては、建築物等の解体等工事の各プロセスに対する規制に関し、石綿則との連携を強化し、一体として解体等工事の現場での法令遵守を求めていくべきとされているところ、両法令の対象範囲は整合性の取れたものとする必要がある。

<技術的事項>

厚生労働省の検討会においては、石綿飛散防止（建材等の加工・除去・取り外し時の飛散、除去・取り外し後の運搬等時の飛散を含む）の観点から、事前調査を要しないと考えられる建築物の解体・改修作業について以下の①～③の考え方で整理する方向で検討が進められている³ところ、大防法については、同法が定める「建築物の解体等工事」の解釈を施行通知等で示すことにより、同様に整理する。

工作物については、厚生労働省の検討会の下で、建築物同様に、石綿飛散防止の観点から、事前調査を要しないと考えられる作業として、以下の①～③の考え方により整理している。また、その用途、仕様及び過去の調査結果から、石綿が含まれていないことが明らかな工作物については、当該工作物の解体・改修作業は、事前調査を要しない作業と整理する方向で議論が進められているところ、その状況を踏まえつつ、次回検討する。

【厚生労働省の検討会において示された考え方】

①切断等・除去・取り外しの対象物が、石綿が含まれていないことが明らかであるもの（木材、金属、石又はガラスのみで構成されているもの、畳、電球など）であって、それらの切断等・除去・取り外し時に建築物を損傷させるおそれのない作業

例) 手作業で容易に取り外すことが可能なもの、ボルト・ナットで固定しているような固定具を取り外すことで対象物の除去が可能な作業など

②建築物に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない小規模な作業

例) 画鋲を壁に刺す、通常の釘を打って固定する（刺さっている釘を抜く）など

③現存する建材・材料等の除去は行わず、新たな建材・材料を追加するのみの作業

例) 既存塗装の上に新たに塗装を塗る、壁紙を既存の壁や壁紙の上に貼る、カーペットを既存の床の上に敷くなど

² 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

³ 第6回建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会

(2) 事前調査の方法

<答申の関連箇所>

- 事前調査の方法については、①書面調査及び現地調査を行うこと、②①の調査では石綿含有の有無が判断できない場合は分析による調査を行うこと又は石綿含有とみなすこととする等を法令上に位置付けるべきである。その際、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所があった場合は、着手後に当該箇所の確認が可能となった段階で事前調査の実施が必要である点に留意する必要がある。
- また、これに伴い、石綿の新たな使用が禁止された平成18年9月1日以降に着工した建築物等についても、事前調査の対象とし、着工年月日については書面等により調査すべきである。その上で、調査対象の解体等工事が、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等の解体・改造・補修工事又は平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することを確認できれば現地調査等その後の調査は不要とすることが適当である。

<法案の規定>

法案においては、建築物等の解体等工事について、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の環境省令で定める方法による調査を行うこととされている。また、現行法における、解体等工事が特定工事に該当しないことが明らかのものでして環境省令で定めるものについては、事前調査の対象外とする旨の規定は、削除されている。(第18条の15第1項柱書及び第4項)

<基本的考え方>

事前調査の方法は、現行法令上は規定されておらず、マニュアルにおいて示されているところ、これを明確化しつつ、法令上に位置付ける。

答申においては、現行法において、特定工事に該当しないことが明らかであることから事前調査の対象外とされていることを踏まえ、平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建築物等又は平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事に該当することが書面で確認された場合には、現地調査等その後の調査は不要とすることが適当とされている。後者について、これまでは、規制対象が吹付け石綿及び石綿含有断熱材等であるため、改造・補修後に当該改造・補修した部分に残っていることは想定されず、平成18年9月1日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事は特定工事に該当しないことが明らかと整理されていたものである。しかしながら、今回規制対象に追加する石綿含有建材については、例えば窓や照明器具の設置等、建材の部分加工が行われた場合には、改造・補修部分に石綿含有建材が残されている場合も考えられる。このことから、書面調査のみで改造・補修前に使用されていた建築材料が残っていないことが確実に

判断できた場合にのみ現地調査等は不要とすることが考えられるが、書面のみで確実に判断できる場合は非常に限定的であると想定される。これを踏まえ、平成 18 年 9 月 1 日以降に改造・補修工事に着手した部分の改造・補修工事を行うときには、書面調査のみでなく現地調査等も行うこととすべきである。

さらに、建築物等の構造上、解体等工事着手前には確認ができない箇所についても、着手後の調査は、着手前と同じ方法により行うべきである。

なお、更に具体的な調査方法については、マニュアル等において示すこととする。

<技術的事項>

事前調査の方法は以下のとおりとする。

- ① 設計図書等の書面による調査及び建築材料の有無の目視による現地調査を行うこと。ただし、書面による調査によって、解体等工事が、平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものに該当することが明らかになった場合には、現地調査及び②を要しない。
- ② ①の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかった場合は、解体等工事の対象となる建築物等の部分に使用されている建築材料を分析し、又は解体等工事が特定工事に該当するものとみなすこと。

(3) 一定の知見を有する者の活用

<答申の関連箇所>

- 一定の知見を有する者としては、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める特定建築物石綿含有建材調査者及び建築物石綿含有建材調査者の活用を基本とすることが考えられる。
- 十分な人数が育成されるまでの間、建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物の調査に特にこれらの者を活用すべきである。
- 厚生労働省においても、石綿則に基づく事前調査において、石綿に関する一定の知見を有する者の活用の検討が進められている。大防法と安衛法（石綿則）では法目的が異なるものの技術的には共通する部分も多いこと、また、施工者の負担軽減の観点から、厚生労働省における検討状況も踏まえ、具体的な一定の知見を有する者の活用の仕組みを検討していくべきである。
- 工作物については、事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。

<基本的考え方>

平成30年に、建築物への石綿含有建材の使用の有無の調査のために必要な知識を含む、総合的な専門知識を有する者を育成していくための仕組みとして、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）が整備されたため、事前調査に活用する一定の知見を有する者については、これに基づき登録された講習を修了した者を基本とすべきである。他方で、当該規程の整備以前より、一定の知見を有する者として、一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者等に調査を依頼することが望ましい旨、都道府県等に通知されてきたことを踏まえ、今般の義務付けの施行の前に当該協会に登録された者は、一定の知見を有する者に該当することとするのが適当である。

また、一戸建て住宅の場合は吹付け石綿等の石綿の飛散性が高い建材の使用はまれであると考えられることに鑑み、一戸建て住宅における石綿含有建材の調査に重点を置いた講習を修了した者による調査を可能とするのが適当である。なお、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程における一戸建て住宅に係る講習の具体的制度については、今後、厚生労働省及び国土交通省とともに検討していく。

適切な事前調査を徹底する観点からは、全ての建築物の解体等工事について一定の知見を有する者を活用することが望ましいが、解体等工事の対象によって、石綿飛散の可能性等に鑑み、活用の対象は合理的な範囲とすべきである。特に、活用を義務付ける自主施工者（工事を請負契約によらず自ら行う者）の概念には、一般個人も含まれる。日曜大工⁴など、一般個人が自ら行う改造・補修工事については、その規模や義務付けによる負担に鑑み、自ら調査することとするのが適当である。なお、書面調査及び現地調査によって特定工事への該当性が判断できなかった場合には、建築材料の分析を行うこと又は特定工事とみなすこととするところ、一般個人の場合には、該当性の判断が難しく、特定工事とみなす場合が多くなると想定される。みなさない場合には、一定の知見を有する者を活用することが望ましい旨、周知すべきである。

また、大防法及び石綿則における一定の知見を有する者の活用に係る制度は、法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、整合性の取れたものとする必要がある。厚生労働省における検討会では、「事前調査を行う者の要件」として、「一定の講習（現行の建築物石綿含有建材調査者講習を想定）を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者（制度改正前に日本アスベスト調査診断協会に登録された者を想定）」が示されており、引き続き検討が行われているところ、その状況を踏まえつつ、必要に応じて更に検討を行う。

<技術的事項>

事前調査の方法として、一定の知見を有する者を活用することとし、一定の知見を有する者及び一定の知見を有する者の活用の範囲については、以下のとおりとす

⁴ 床、壁、天井等に穴を開けて家具等を固定する工事等を想定。

る。

【一定の知見を有する者】

- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者又は制度施行前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

【一定の知見を有する者を活用する建築物の解体等工事の範囲】

次に掲げる場合は、活用を要しないものとする。

- 書面による調査によって、解体等工事が、平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物以外の建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものに該当することが明らかになった場合
- 日曜大工など、一般個人が行う建築物の改造・補修工事の場合

(4) 元請業者から発注者への説明事項

＜法案の規定＞

法案においては、発注者への説明事項は以下のとおりとされている。(第 18 条の 15 第 1 項各号)

- 事前調査の結果
- 届出対象特定工事以外の特定工事の場合
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
 - 特定粉じん排出等作業の種類
 - 特定粉じん排出等作業の実施の期間
 - 特定粉じん排出等作業の方法
- 届出対象特定工事の場合
 - 上記の届出対象特定工事以外の特定工事の場合の説明事項
 - 作業方法として、第 18 条の 19 に規定する各措置をそれぞれに定める方法で行わないときは、その理由 (5. (1) 参照。)
- その他環境省令で定める事項

＜基本的考え方＞

現行法においては、発注者が適切に届出を行えるよう、事前調査の方法・結果及び特定工事に該当する場合は全ての届出事項を解体等工事の元請業者から発注者に対して説明することとされている。今般、元請業者に対し、一定の知見を有する者を活用して事前調査を行うことが義務付けられることを踏まえ、発注者が、当該義務の履行についても把握できるようにする必要がある。

また、届出対象特定工事の場合は、法案に規定されている説明事項に加え、届出

事項とされている、建築物等の概要、特定工事の工程の概要、現場責任者の氏名等も説明することとされている（現行の施行規則第 10 条の 4 第 2 項各号）。他方で、届出対象特定工事に該当しない場合、発注者は届出を行う必要はないため、必ずしも届出事項を全て説明する必要はなく、発注者が調査の結果を踏まえて適切な工事費や工期を設定することに資する事項を説明すべきである。

<技術的事項>

法案に規定するもの以外の解体等工事の元請業者から発注者への説明事項については、以下のとおり整理する。

- 建築物の解体等工事の場合は、調査をした一定の知見を有する者の氏名及び当該者に該当することを明らかにする事項
- 届出対象特定工事以外の特定工事の場合は、特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 届出対象特定工事の場合は、次に掲げる事項
 - 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
 - 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
 - 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（５）事前調査に関する記録

<答申の関連箇所>

- 都道府県等が立入検査等により、適切に事前調査及び発注者への調査結果の説明が行われたか確認し、届出がないままに特定工事が実施された場合に発注者と受注者⁵のいずれに要因があるのか事実関係を明確化できるよう、受注者に対し、事前調査の結果及び発注者への説明に係る記録を一定の期間保存することを義務付ける必要がある。
- また、自主施工者についても、届出が適切に行われているか確認する観点から、同様に事前調査の結果に係る記録を一定の期間保存させることが考えられる。

<法案の規定>

法案においては、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、保存しなければならないこととされている。元請業者については、当該記録とともに、発注者への事前調査結果等の説明の書面も保存することとされている。（第 18 条の 15 第 3 項及び第 4 項）

⁵ 答申においては、元請業者を指して「受注者」の用語を用いている。

<基本的考え方>

都道府県等が、事後的に事前調査が適切に行われたか判断できるよう、記録の内容は、(2)(3)の方法で調査が行われたか、また、どのような情報をもとに特定工事への該当性が判断されたのかを確認可能なものとする必要がある。

また、記録の保存期間は、大防法の他の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、3年間とするのが適当である。

元請業者であっても自主施工者であっても、必要な記録事項及び記録保存期間は同じであるが、自主施工者のうち一般個人については、前述のとおり、その負担に配慮が必要である。そのため、日曜大工など、一般個人が行う建築物等の改造・補修工事については簡易な方法で対応可能とする旨を施行通知等で明確化すべきである。

<技術的事項>

記録事項及び記録保存期間は、以下のとおりとする。

【記録事項】

- 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 解体等工事の場所
- 解体等工事の種類及び名称
- 調査を終了した年月日
- 建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる建築物等の部分
- 解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日
- 解体等工事の対象となる建築物等の概要
- 書面調査及び現地調査の方法
- 建築物の解体等工事の場合は、調査をした一定の知見を有する者の氏名及び当該者に該当することを明らかにする事項
- 分析を行った場合は、分析を行った箇所、分析を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 解体等工事の対象となる建築物等の部分の箇所ごとの特定建築材料の使用の有無（特定建築材料が使用されているとみなした場合は、その旨）及びその根拠（分析の結果を含む。）
- その他必要な事項

【保存期間】

- 調査終了から3年間

※ 記録の保存は電子でも可能とする。

(6) 事前調査に関する記録の写しの解体等工事の現場への備置き

<答申の関連箇所>

- 施工者は、調査結果の記録の写しについても、工事期間中、解体等工事の現場に備え付けることとすべきである。

<法案の規定>

法案においては、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置かなければならないこととされている。(第18条の15第5項)

<基本的考え方>

都道府県等が解体等工事の現場への立入検査の際に、また、解体等工事に携わる事業者が工事施工の際に、それぞれの解体等工事の現場の状況に応じ、事前調査結果の記録の写しを確認できる状態にしておくのが適当であり、具体的な備置きの方法等は指定しない。

(7) 事前調査結果の掲示

<答申の関連箇所>

- 掲示は工事期間を通して行わなければならないことや、公衆に分かりやすく見やすいような掲示の内容等を明確にすることが必要である。

<法案の規定>

法案においては、現行法の規定と同様に、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、環境省令で定めるところにより、事前調査の結果その他環境省令で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととされている。(第18条の15第5項)

<基本的考え方>

周辺住民に対するリスクコミュニケーションの観点から、掲示が周辺住民にとってより見やすくなるよう徹底するため、掲示板の大きさを明確化することが考えられる。具体的には、最低限A3用紙(297mm×420mm)程度の大きさが考えられ、これ以上のどの程度の大きさとするかについては、それぞれの解体等工事の現場によって柔軟に対応することが適当である。

また、掲示事項については、現行どおり(調査を行った元請業者等の氏名等、調査を終了した年月日、調査の方法、特定建築材料の種類)とする。

<技術的事項>

現行の掲示の方法に、以下のとおり掲示板の大きさを追加することとする。

掲示は、縦及び横それぞれ二十九センチメートル以上の掲示板を設けることにより行うものとする。

(8) 事前調査結果の報告

<答申の関連箇所>

- 石綿が飛散するおそれのある建築物等の解体等工事の現場について、都道府県等が幅広く把握できるよう、一定の規模等の要件を満たす解体等工事に係る事前調査の結果の概要について、施工者が都道府県等に報告を行うことを義務付けることが考えられる。この点、施工者や都道府県等の負担軽減等の観点も考慮し、厚生労働省における電子届出に係る検討を踏まえた仕組みを検討するのが適当である。
- 報告の対象とする建築物等の解体等工事の要件については、事前調査の対象となる解体等工事件数が多数になることに鑑み、厚生労働省における検討状況等も踏まえつつ検討すべきである。

<法案の規定>

法案においては、解体等工事の元請業者又は自主施行者は、事前調査を行ったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならないこととされている。(第18条の15第6項)

<基本的考え方>

報告の対象とする建築物等の解体等工事については、都道府県等が、報告により、建築物等の解体等工事の現場及び事前調査の結果を幅広く把握できるような範囲とする必要がある。石綿則においても同趣旨の簡易届出制度の創設が検討されているところ、大防法及び石綿則における報告・簡易届出制度は、法令遵守の徹底、行政の監視・指導の強化等の観点から、整合性の取れたものとする必要がある。

厚生労働省の検討会においては、「一戸建て住宅も含めて解体工事の大部分を対象としつつ、同規模の改修工事も対象とする基準」として、「解体工事部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事」及び「請負金額が100万円以上である建築物の改修工事」に該当するものとすることが示されている⁶。また、工作物についても、厚生労働省の検討会の下で、一律に石綿含有建材を使用している可能性の高い建築物と異なり、石綿含有建材を使用している可能性の高い工作物が一部に特定されるといえることから、物の性質や過去の石綿使用実績等を踏まえ、石綿が使用

⁶ 「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」中間とりまとめ

されている可能性の高い工作物を対象とすること、また、規模については、床面積で工事規模を特定できないことから、解体・改修工事ともに、建築物の改修工事と同じ請負金額 100 万円以上とすること等、議論が進められているところである。

一定の要件を置いてもおお、膨大な件数が想定される⁷ことから、報告は原則として電子システムを活用して行うものとするべきである。石綿則においても電子システムの活用が検討されているところ、事業者の負担等に鑑み、ワンストップかつ簡易な方法で報告を行うことができるよう、厚生労働省と連携して電子システムの構築を進める必要がある。なお、解体等工事着手後でない調査できない箇所がある場合、報告は工事着手前に行うこととし、工事着手後に当該箇所を調査した結果についても改めて報告されるのが望ましい。

また、事前調査結果の報告は、不適切な事前調査により特定建築材料の見落としが発生していることを受けて創設するものであり、都道府県等が効率的かつ効果的に立入検査等の対象を選定できるよう、報告事項には、元請業者等が特定工事に該当しないと判断した場合でも特定工事への該当を疑いうる情報を含めるべきである。

<技術的事項>

報告の対象とする建築物の解体等工事の範囲については以下のとおりとし、工作物については、厚生労働省の検討の状況を踏まえつつ、次回検討する。

また、報告事項及び報告方法は以下のとおりとする。

【報告の対象とする建築物の解体等工事の範囲】

- 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるもの
- 建築物を改造し、若しくは補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計が 100 万円以上であるもの

※ 工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。

【報告事項】

- 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 解体等工事の場所
- 解体等工事の種類及び名称並びに工事の期間
- 調査を終了した年月日

⁷ 厚生労働省の検討会では、当該基準を設定した場合の件数は 200 万件を超えるとされている。

- 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる建築物の部分
- 解体等工事の対象となる建築物等の設置の工事が着手された年月日
- 解体等工事の対象となる建築物等の概要及び当該建築物等に使用されている建築材料の種類
- 建築物を解体する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の対象となる床面積の合計
- 建築物を改造し、若しくは補修する作業を伴う建設工事の場合は、当該作業の請負代金の合計
- 調査の方法及び調査の結果
- 建築物の解体等工事の場合は、調査をした一定の知見を有する者の氏名及び当該者に該当することを明らかにする事項
- 解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類
- その他必要な事項

【報告の方法】

- 電子システムを通じて報告する。
- ただし、電子システムを利用することが困難な者にも対応する必要があるため、書面の提出による報告も可能とする。

3. 石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認

(1) 作業終了時の確認

<答申の関連箇所>

- 石綿含有建材の除去等作業による石綿の飛散防止を徹底する観点から、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたこと及び作業終了後に石綿の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）の確認を作業基準に位置付け、施工者が行うこととすべきである。
- 除去作業を行った部分の石綿含有建材の取り残しの有無については、一定の知見を有する者が確認することが望ましく、事前調査を実施させる者と同等の知見を有する者等を施工者が活用すべきである。
- 建築物の構造等を踏まえ、飛散性の高い石綿含有建材が使用されている可能性が高い建築物についての確認に特にこれらの者を活用すべきである。

<基本的考え方>

特定建築材料の除去作業を行った部分の特定建築材料の取り残しの有無の確認については、作業後に事前調査において把握された特定建築材料が残存していないかを目視で確認することにより判断するものであり、基本的には、事前調査において活用する者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める講習を修了した者

又は制度改正前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者)と同じ範囲の者を活用することが適当と考えられる。ただし、新たに規制対象に追加する石綿含有建材については、床や壁、天井に使用されていることが多く、作業後に建築物等の隠蔽部に残存していること等は基本的には想定されないため、除去作業を行った部分に残存しているかの判断が比較的容易であることから、石綿を取り扱う作業の方法等知識を有する石綿則に基づく石綿作業主任者の活用が適当である。また、吹付け石綿等及び石綿含有断熱材等の囲い込み・封じ込めの作業については、これらの措置を行った箇所からの飛散のおそれがない状態になっているかを確認することとなることから、石綿作業主任者の活用が適当である。

工作物についても、建築物と同様に、特定建築材料の除去作業を行った部分に取り残しがある場合や、囲い込み・封じ込めが適切に行われなかった場合には、石綿飛散のおそれがあることから、作業終了後の確認は必要である。答申において、工作物の事前調査における一定の知見を有する者の活用について、「事前調査に必要な知識が建築物と異なる場合があるか否かについて引き続き検討しつつ、必要に応じて人材育成方策を検討する必要がある。」とされたことを踏まえ、工作物に係る確認については、当該検討の状況を踏まえつつ、当面、石綿作業主任者を活用して行うこととする。

なお、建築物の場合も工作物の場合も、改造・補修工事において、新たに規制対象に追加する石綿含有建材につき除去作業以外の作業を行う場合は、残存する部分からの石綿の飛散は想定されないため、確認の義務付けは要しないと考えられる。

また、日曜大工など、一般個人が自ら行う改造・補修工事については、その負担等に鑑み、事前調査と同様に自ら確認することとするのが適当である。

さらに、作業後の飛散防止の観点から、作業後の作業場の清掃及び清掃の完了の確認も重要であり、施行通知等により周知徹底すべきである。

計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認については、(3)の作業に関する記録により行う。下請負人が作業に従事していない場合には、自ら記録を作成することを通じて確認することとなるが、下請負人が作業に従事している場合は、元請業者は、下請負人が作成した記録を確認する必要がある。なお、作業を実施している間の作業現場や当該記録の確認については、マニュアル等により方法等を明確化すべきである。

<技術的事項>

作業基準において、元請業者又は自主施行者は、特定粉じん排出等作業後に、一定の知見を有する者を活用して取り残しがないこと等の作業の完了を確認する旨を定める。また、計画どおり適切な飛散防止措置がとられていたことの確認として、元請業者は、下請負人が作成した(3)の記録を確認し、とりまとめる旨を定める。

確認方法、一定の知見を有する者及びこれらの者を活用する建築物等の範囲について、次のとおりとする。

【確認方法】

- 作業終了時（隔離した作業場の場合は隔離を解く前）に目視により確認する。
※ 石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等について除去作業以外の作業を行う場合を除く。

【一定の知見を有する者】

- 建築物に係る吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去作業の場合は、事前調査において活用する一定の知見を有する者
- 建築物に係る囲い込み又は封じ込め及び上記以外の特定建築材料の除去作業並びに工作物に係る作業の場合は、石綿作業主任者

【確認の対象とする建築物等の範囲】

- 全ての建築物及び工作物（日曜大工など、一般個人が改造・補修工事を行う建築物等は除く。）

（２）隔離を解く際の確認

＜答申の関連箇所＞

- 隔離した空間において特定建築材料の除去作業を行った場合は、石綿の飛散を防ぐため、隔離を解く前に、集じん・排気装置の十分な稼働、清掃等を行い、作業場内からの石綿等の粉じんの飛散のおそれがないことを確認すべきである。

＜基本的考え方＞

隔離した作業場内では、除去作業に伴い多量の石綿粉じんが発生する場合があります、隔離を解く前に、これらが十分に作業場内の空気中から取り除かれ、隔離を解いた際に一般大気中への飛散のおそれがないことを確認する必要があります。具体的には清掃を行い、空気中の繊維を集じん・排気装置などで取り除いた上で、位相差顕微鏡法による総繊維数濃度の測定、繊維状粒子自動測定機の活用等により確認することが考えられるが、隔離空間の大きさや形状、除去工法などを考慮し、それぞれの作業現場において適切な手法を検討し、効果的に実施できる方法を選択するのが適当であり、具体的な確認の方法は施行通知等で明確化すべきである。

＜技術的事項＞

作業基準において、隔離措置を伴う作業について、隔離を解く前に以下の確認を行う旨を定める。

大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを確認すること。

※ 清掃や空気中の繊維の除去については、現行の作業基準において、「作業場内の特定粉じんを処理」と規定されている。

(3) 特定粉じん排出等作業に関する記録

<答申の関連箇所>

- 記録については、実際に除去等作業を行う者が法令に定める石綿含有建材の除去等作業及び石綿飛散防止措置に係る事項について作成することとし、受注者は、作業後のみならず、作業中にも除去等作業が計画どおりに行われていることを適宜確認するべきである。
- 都道府県等が、立入検査等の際に、石綿含有建材の除去等作業が適切に終了したことを確認し、必要な場合に指導等を行えるよう、施工者に対しては、当該記録を工事終了後も一定期間保存することを義務付けることが考えられる。
- 記録の内容としては、①石綿含有建材の除去等作業が適切な飛散防止措置の下に行われたこと（計画に沿って実際に実施した飛散防止措置、当初の計画から変更があった場合の変更内容等の記録を含む。）、②石綿含有建材の取り残しがないこと（封じ込め又は囲い込みを行う場合には適切な措置がとられていること）、③特定粉じんの処理が適切になされたこと、④隔離・養生を解く際の措置が適切になされたことに関する情報が必要である。

<法案の規定>

法案においては、特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、当該特定工事における特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、保存しなければならないこととされている。元請業者については、当該記録とともに、(4)の発注者への作業結果の報告の書面も保存することとされている。(第18条の23)

<基本的考え方>

記録の内容は、都道府県等が適切な作業が行われたか確認するために、作業の実施状況が把握できるものとする必要がある。

また、元請業者又は自主施工者による記録の保存期間は、大防法の他の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、3年間とするのが適当である。下請負人が作業に従事している場合は、工事の施工の分担に応じて記録を作成し、元請業者が当該記録をとりまとめて記録を作成し、保存することとする。そのため、下請負人については、作業の期間中、記録を保存することとする。

なお、自主施工者のうち一般個人については、事前調査の結果の記録と同様に、記録の作成・保存に係る負担に配慮が必要であり、日曜大工など、一般個人が行う建築物等の改造・補修工事については簡易な方法で対応可能とする旨を施行通知等で明確化すべきである。

<技術的事項>

記録事項及び記録保存期間は、以下のとおりとする。

また、作業基準において、下請負人も含め、工事の施工の分担に応じて作業に関する記録を作成し、作業終了までの間保存する旨を定める。

【記録事項】

- 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 特定工事の場所
- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業を実施した期間
- 作業計画に基づき行った作業（特定粉じん排出等作業の実施の期間中に当該作業計画に変更が生じた場合は、その内容を含む。）
- 特定粉じん排出等作業の場所を他の場所から隔離した場合は、次に掲げる確認をした年月日、確認の方法、確認の結果及び確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、その内容
 - ① 特定粉じん排出等作業開始前及び作業中の負圧の状況の確認
 - ② 特定粉じん排出等作業開始前及び作業中の集じん・排気装置の正常な稼働の確認
 - ③ 隔離を解く前の確認
- 特定粉じん排出等作業の完了を確認した年月日、確認の結果及び確認をした一定の知見を有する者の氏名並びに当該者に該当することを明らかにする事項

【保存期間】

- 特定粉じん排出等作業の完了から3年間
- ※ 記録の保存は電子でも可能とする。

（４）元請業者から発注者への作業の結果の報告

<答申の関連箇所>

- 発注者が石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことを把握できるよう、受注者に対し、作業終了後、作業の結果について発注者に報告することを義務付けるべきである。また、受注者に対しては、報告した旨の記録も（中略）一定期間保存することを義務付けることが考えられる。

<法案の規定>

法案においては、特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出

等作業が完了したときは、環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告しなければならないこととされている。(第18条の23第1項)

<基本的考え方>

報告の内容は、発注者が、自らが届け出た作業方法に沿って適切に作業が行われたか等、作業の実施状況を把握できるものとすべき。

また、報告書面の保存期間は、大防法の他の規制物質に係る記録保存期間等も踏まえ、3年間とするのが適当である。

<技術的事項>

発注者への報告事項及び報告書面の保存期間は、次のとおりとする。

【報告事項】

- 特定粉じん排出等作業の概要
- 特定粉じん排出等作業の完了を確認した年月日、確認の結果及び一定の知見を有する者の氏名並びに当該者に該当することを明らかにする事項
- 特定粉じん排出等作業が完了した年月日

【保存期間】

- 特定粉じん排出等作業の完了から3年間
- ※ 記録の保存は電子でも可能とする。

4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

<答申の関連箇所>

- 都道府県等においては、条例により特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定を施工者に義務付けている場合があるほか、立入検査時に都道府県等が測定を行う場合もあるところ、都道府県等による測定では、集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等、作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例が散見される。
- そのため、集じん・排気装置の排気口における粉じんを迅速に測定できる機器を用いた、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度を増やすとともに、前室における負圧の状況の確認も頻度を増やすことにより、隔離場所からの石綿の漏えい防止の強化を図るべきである。

<基本的考え方>

平成26年度から29年度までに都道府県等の立入検査時の測定において、比較的高い石綿繊維数濃度が測定された10事例の原因を確認したところ、集じん・排気

装置の不適切な管理や作業場の出入りの際の不適切な負圧管理が明らかになった。これらの事例を踏まえ、作業基準で求められている集じん・排気装置の使用及び負圧の維持を徹底するために、石綿の飛散のおそれ大きい場合等にも集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認を行うこととする。

具体的には、隔離した作業場での集じん・排気装置を使用した除去作業においては、一般的に、集じん・排気装置のフィルタを一日に数回、一定時間毎に交換するところ、交換時のフィルタの取付けが適切に行われていない場合は、集じん・排気装置の能力低下につながり、正常な稼働が確保できないと考えられるため、確認が必要である。さらに、作業の工程上、集じん・排気装置を移動する場合も考えられ、移動後も集じん・排気装置の正常な稼働を確認することが必要である。また、作業場及び前室の負圧は常に確保されている必要があり、予期せぬ不備が発生していないか、定期的に負圧の状況を確認すべきである。具体的には、現行の作業基準において確認が義務付けられている当日の作業開始前のほか、各作業現場の状況や季節に応じて定期的に行われる数時間毎の休憩時、当日の作業終了時等の作業の中断時に行うべきである。

<技術的事項>

集じん・排気装置の正常な稼働の確認及び負圧の状況の確認については、現行の作業基準において、次の規定が定められている。

(現行の規定)

- ・ 隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認すること
- ・ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認すること
- ・ 初めて除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認すること

そのため、以下のとおり確認を行う旨の規定を追加する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 集じん・排気装置の正常な稼働：集じん・排気装置を作業場内において移動させた場合、当該集じん・排気装置に使用されているフィルタを交換した場合その他の場合に行うこと・ 負圧の状況：特定建築材料の除去を行う日において当該除去を中断した時に行うこと |
|---|

5. 作業基準遵守の強化

(1) 直接罰の創設

<答申の関連箇所>

- 作業基準違反の内容を踏まえ、作業基準適合命令等のより積極的な活用によって違反の未然防止に取り組むとともに、短期間で終了する作業についても作業基準の遵守を担保する観点から、石綿則の例も参考に、立法技術上の課題等も踏まえつつ、作業基準違反への直接罰の創設も検討するべきである。

<法案概要>

法案においては、第18条の19において、次のとおり規定されており、これに違反した者に対し、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金（第34条第3号）が規定されている。

また、ただし書に該当し、直接罰の対象外となるか否かについては都道府県等が判断することとしており、各号に規定する措置を各号に定める方法により行わない場合には発注者等がその理由を届出に記載し、当該届出を受け、都道府県等がただし書に該当しないと認めるときは、各号に規定する措置を各号に定める方法により行うことを命ずるものとしている。（第18条の18第1項）

(特定建築材料の除去等の方法)

第十八条の十九 届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、当該届出対象特定工事における第十八条の十七第一項の政令で定める特定建築材料に係る特定粉じん排出等作業について、次の各号のいずれかに掲げる措置（第二号に掲げる措置にあつては、建築物等を改造し、又は補修する場合に限る。以下この条において同じ。）を当該各号に定める方法により行わなければならない。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他次の各号のいずれかに掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一 当該特定建築材料の建築物等からの除去 次に掲げる方法

イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破砕することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において環境省令で定める集じん・排気装置を使用する方法

ハ ロに準ずるものとして環境省令で定める方法

二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理 当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて環境省令で定めるもの

<基本的考え方>

法案第 18 条の 19 の規定は、短期間の作業の場合には、作業基準適合命令等では作業基準違反に未然防止の効果が限定的であると考えられることから、直接×により飛散防止を徹底するために新たに規定するものであり、上記の各号の措置及び方法の詳細は、現行の作業基準と同様に規定する。

<技術的事項>

直接罰の対象となる措置及び方法の詳細については、以下のとおりとする。

【集じん・排気装置】（第 1 号ロ）

- 日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けたもの

【隔離等に準ずる方法】（第 1 号ハ）

- 法第 18 条の 19 第 1 号ロと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

【被覆・固着】（第 2 号）

- 特定建築材料を囲い込み、又は封じ込めること。

（2）特定工事に係る請負契約締結時の下請負人への説明

<答申の関連箇所>

- 特定工事において適切な石綿飛散防止の措置が講じられるよう、受注者は下請事業者に対し、また、下請事業者は他の下請事業者に対し、工事を請け負わせる際に石綿含有建材の使用箇所を含めた調査結果を説明することを義務付け、特定粉じん排出等作業に携わる事業者間での情報共有を促進するべきである。

<法案の規定>

法案においては、特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における特定粉じん排出等作業の方法その他環境省令で定める事項を説明しなければならないこととされている。（第 18 条の 16 第 3 項）

<基本的考え方>

事前調査は元請業者が実施するため、通常、工事の一部のみを請け負う下請負人自らが当該工事が特定工事に該当するかを判断することは困難である。そのため、下請負人が、対象建築物等の中の部分にどのような石綿含有建材が使用されているかを認識した上で、適切な作業を行うことができるよう、元請業者から必要な情報が説明される必要がある。

<技術的事項>

法案に規定されている作業方法以外の下請負人への説明事項は、以下のとおりとする。

- 特定粉じん排出等作業の種類
- 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

6. 報告徴収及び立入検査

<答申の関連箇所>

- 事前調査の結果や特定粉じん排出等作業に係る記録保存の義務付けに伴い、労働基準監督機関とも連携し、記録が保存される、解体等工事の施工者の事業場にも立ち入ることができるよう、大防法における立入検査の対象を拡大すべきである。

<法案の規定>

法案においては、解体等工事の発注者、元請業者若しくは自主施工者に加えて下請負人に対して報告徴収を行い、又は解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に加えて解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立入検査を行うことができることとされている。(第26条第1項)

<技術的事項>

今般の改正により各主体に義務付けられる事項を踏まえ、報告徴収及び立入検査の詳細(現行施行令第12条第5項から第9項まで)については、以下の下線部を追加する。

【解体等工事の発注者関係】

- 解体等工事の発注者に対し、届出事項、事前調査又は特定粉じん排出等作業の結果について報告を求めることができる。

【解体等工事の元請業者又は自主施工者関係】

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者に対し、事前調査又は届出事項(自主施工者のみ)について報告を求めることができる。
- 解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場又は解体等工事の元請業者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物

等、解体等工事による生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができる。

【特定工事の元請業者又は下請負人関係】

- 特定工事の元請業者又は下請負人に対し、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積、特定粉じん排出等作業の方法並びに届出事項として環境省令で定める事項について報告を求めることができる。
※下請負人に対しては、各下請負人の施工の分担関係に応じて報告を求める。
- 特定工事に係る建築物等、特定工事の現場又は特定工事の元請業者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、特定粉じん排出等作業の使用される器具及び資材（特定粉じんの排出又は飛散を抑制するためのものを含む。）並びに関係帳簿書類を検査させることができる。